

保健指導についての基本方針

保健指導を受けられる全ての皆様に、生活習慣病の予防と疾病の早期発見、健康の保持増進のための支援を行います。

- 1 信頼に基づき満足度の高い保健指導を実施します。
 - ① 保健指導を受けやすい環境づくりや雰囲気づくりに努めます。
 - ② 生活習慣の改善の必要性に気づき、実践のための意思決定ができるよう、個人に合った支援を行います。
 - ③ 目標の確認を適切に行い、生涯を通じた健康管理に繋がるように積極的なかかわりを行います。

- 2 保健指導を行う者の技術の向上、質の確保に努めます。
 - ① 「標準的な健診・保健指導プログラム」を遵守し、継続的に評価とプログラムの改善に努めます。
 - ② 計画的な教育研修により、技術の向上と人材育成に取り組みます。
 - ③ 定期的に保健指導の事業評価を行い外部に発信します。

- 3 個人情報保護に万全を期します。

平成 22 年 3 月 31 日制定

平成 28 年 7 月 1 日改正

平成 29 年 5 月 9 日一部改正

公益財団法人兵庫県健康財団
保健検診センター 所長